

## 4 就労や自立について

慢性疾病や難病、障がいのある方の就労支援についての情報です。

### (1) 就労にむけた相談機関等

#### ○松山公共職業安定所（ハローワーク松山）

……公共職業安定所では、障がい者や長期療養が必要な方への、職業の相談や紹介を行っています。

〒791-8522 松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎1～3階

電話：089-917-8609(自動音声) FAX：089-917-5233

[利用時間] 平日8：30～17：15

(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み)

【障害者相談窓口】職業相談第三部門〔42番〕

【長期療養者職業相談窓口】089-917-8618



#### ○愛媛県若年者就職支援センター（ジョブカフェ愛work）

……15歳～44歳の方を対象に、就職活動のサポートをしています。相談は、事前にホームページまたは電話で予約が必要です。

〒790-0012 松山市湊町4丁目8-13

電話：089-913-8686 FAX：089-913-8685 E-mail：info@ai-work.jp

HP：https://www.ai-work.jp

[利用時間] 平日9：00～19：00、土曜10：00～18：00

(日曜日、祝日、年末年始休み)



#### ○えひめ若者サポートステーション

……学生を除く15歳から49歳の就職を目指す方の就職支援を行う機関です。相談員による個別相談、セミナー、ジョブトレーニングなどを行っています。

〒790-8587 愛媛県松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋 南館3階

電話：089-948-2832 FAX：089-941-5301

E-mail:sp-station@lagoon.ocn.ne.jp HP：http://www.i-esapo.jp/

[利用時間] 月～土曜10：00～18：00

(日曜日、祝日、年末年始お休み)



## ○えひめ障がい者就業・生活支援センター

……身体障がい、精神障がい、知的障がいなどのある方で、これから働きたいと考えている、現在の仕事に悩んでいる、生活のなかで困ったり不安や悩みがある方の支援をしています。  
※松山市、東温市、久万高原町、砥部町、松前町、伊予市に在住、もしくは勤務している方が対象となります。

〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11 愛媛県身体障がい者福祉センター内

電話：089-917-8516 FAX：089-917-8518

HP：[利用時間] 平日10：00～17：00

(土・日曜日、祝日、年末年始お休み)



## ○愛媛障害者職業センター

……障害者職業カウンセラー等が、ハローワーク（公共職業安定所）、障がい者就業・生活支援センターと密接に連携して、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している、または雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

〒790-0808 松山市若草町7-2

電話：089-921-1213 FAX：089-921-1214

E-mail：ehime-ctr@jeed.go.jp

HP：[利用時間] 平日8：45～17：00

(土・日曜日、祝日、年末年始お休み)



## ○ポリテクセンター愛媛〔愛媛職業能力開発促進センター〕

……高齢者、障がい者をはじめ求職者の再就職を支援するための職業訓練、中小企業等働く方々を対象とした職業訓練や人材育成等の支援を行っています。

〒791-8044 松山市西垣生町2184

電話089-972-0329（訓練課） FAX：089-972-0950

HP：<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>



※ 相談機関の詳しい支援内容は、各機関のホームページをご確認ください。

## (2) 就労系障害福祉サービスについて

障がい者の就労を支援する就労系障害福祉サービスがあります。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があり、目的や対象、雇用契約、工賃(賃金)の有無などがそれぞれ異なります。

	就労移行支援事業所	就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所
内容	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。
対象	一般企業への就労を希望する方	現時点で一般企業への就職が不安、あるいは困難な方	
雇用契約	×	○	×
賃金、工賃	原則×	○	○
年齢制限	原則65歳未満		×
利用期間	原則2年以内	規定なし	

### 問い合わせ先：お住まいの市町の障がい福祉主管課

愛媛県内の福祉事業所についての詳細は、えひめ障がい者就業・生活支援センターのホームページ

<http://e-shugyo.net/sfinfo/>

をご覧ください。

